

香芝市告示第138号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき下記のとおり公示します。

なお、関係図書は令和7年6月6日から同月19日まで、下水道課に備え置いて公衆の縦覧に供します。

令和7年6月6日

香芝市長 三橋和史

1 公共下水道の供用開始及び下水の処理を開始する日

令和7年6月20日

2 公共下水道の供用開始及び下水の処理を開始する区域

鎌田、別所、瓦口、下田西一丁目、下田西三丁目、狐井、穴虫、上中、今泉、下田東三丁目、下田東五丁目、磯壁三丁目、逢坂一丁目、逢坂六丁目、逢坂七丁目、逢坂八丁目、北今市三丁目、北今市四丁目、五位堂一丁目及び五位堂六丁目の一部

3 供用開始する排水施設の位置

(1) 鎌田地区

枝線

管路番号	起点	終点
—	鎌田508番1	鎌田508番1

(2) 別所地区

枝線

管路番号	起点	終点
—	別所938番4	別所938番4

(3) 瓦口地区

枝線

管路番号	起点	終点
—	瓦口22番1	瓦口24番

(4) 下田西一丁目地区

枝線

管路番号	起点	終点
—	下田西一丁目137番1	下田西一丁目137番5
—	下田西一丁目321番2	下田西一丁目322番6

(5) 下田西三丁目地区

枝線

管路番号	起点	終点
2214-2	下田西三丁目216番26	下田西三丁目216番6
2214-3	下田西三丁目216番26	下田西三丁目216番2

(6) 狐井地区

枝線

管路番号	起点	終点
—	狐井95番1	狐井95番1
—	狐井97番	狐井96番
2152—1	狐井243番	狐井66番
2155—3	狐井231番7	狐井231番1
3100—1	狐井638番1	狐井644番1
—	狐井241番6	狐井241番5

(7) 穴虫地区

枝線

管路番号	起点	終点
6183-1	穴虫1961番7	穴虫1861番15

6189-2	穴虫1948番30	穴虫1948番8
6211	穴虫1904番21	穴虫1863番12

(8) 上中地区

枝線

管路番号	起点	終点
—	上中317番	上中317番
5082-2	上中778番3	上中778番3

(9) 今泉地区

枝線

管路番号	起点	終点
—	今泉484番	今泉484番
—	今泉1210番	今泉1210番

(10) 下田東三丁目地区

枝線

管路番号	起点	終点
—	下田東三丁目1223番10	下田東三丁目1223番1

(11) 下田東五丁目地区

枝線

管路番号	起点	終点
—	下田東五丁目521番1	下田東五丁目521番1

(12) 磯壁三丁目地区

枝線

管路番号	起点	終点
—	磯壁三丁目115番2	磯壁三丁目115番2

(13) 逢坂一丁目地区

枝線

管路番号	起点	終点
4595-2-1	逢坂一丁目467番1	逢坂一丁目466番1
4595-2-2	逢坂一丁目382番30	逢坂一丁目382番28

(14) 逢坂六丁目地区

枝線

管路番号	起点	終点
—	逢坂六丁目607番	逢坂六丁目607番
—	逢坂六丁目609番	逢坂六丁目609番
—	逢坂六丁目733番	逢坂六丁目733番

(15) 逢坂七丁目地区

枝線

管路番号	起点	終点
—	逢坂七丁目195番	逢坂七丁目204番6
—	逢坂七丁目269番	逢坂七丁目268番4
—	逢坂七丁目178番1	逢坂七丁目160番1

(16) 逢坂八丁目地区

枝線

管路番号	起点	終点
—	逢坂八丁目99番1	逢坂八丁目99番2

(17) 北今市三丁目地区

枝線

管路番号	起点	終点
—	北今市三丁目565番1	北今市三丁目563番6

(18) 北今市四丁目地区

枝線

管路番号	起点	終点
4246	北今市四丁目293番1	北今市四丁目324番1

(19) 五位堂一丁目地区

枝線

管路番号	起点	終点
3429	五位堂一丁目316番1	五位堂一丁目342番5
3430	五位堂一丁目344番1	五位堂一丁目338番1

(20) 五位堂六丁目地区

枝線

管路番号	起点	終点
317	五位堂六丁目59番5	五位堂六丁目59番2
4133-1	五位堂六丁目60番20	五位堂六丁目60番8
4133-2	五位堂六丁目60番21	五位堂六丁目62番6
4133-7	五位堂六丁目66番7	五位堂六丁目59番2
4138	五位堂六丁目56番5	五位堂六丁目52番1
4139	五位堂六丁目56番19	五位堂六丁目56番14

4 供用開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

奈良県北葛城郡広陵町大字萱野533番地

奈良県第二浄化センター